

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1)業務名 | 令和6年度浜松市若年層向け情報発信業務 |
| (2)履行期間 | 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで |
| (3)履行場所 | 浜松市内 |
| (4)契約上限金額 | 4,400千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 業務内容

(1) 業務目的

若年層のシビックプライドを醸成するため、若年層に影響力のあるユーチューバーなどのインフルエンサーを活用し、本市の魅力や市政情報等をPRする動画を制作して、ソーシャルメディアにて配信する。

本事業を展開することにより、浜松市に住み続ける又はUターンする人材を増やすとともに、浜松市から離れたとしても、浜松市を応援し発信してくれる「浜松市ファン」となってもらうことを目指す。

(2) 業務内容

①本業務の目的に沿った動画コンテンツの企画

企画にあたり、本市の魅力や市政情報等に対する若年層の認知度向上につながる内容とすることを考慮するとともに、ターゲット設定やコンセプト設計およびKPI等の目標値の策定を実施すること。

- ・業務の目的に沿ったテーマを設定した上で、動画の企画を提案すること。
- ・発信する動画媒体は、YouTube等のソーシャルメディア媒体とすること。
- ・テーマについては、ターゲットを考慮した上で、浜松市の魅力や市政情報に関するテーマとすること（特定の場所、施設、特産物等のみを取り上げて紹介する動画は不可とする）。
- ・本市から題材指定等があった場合は追加対応すること。

②動画の制作・発信

- ・動画制作及び発信にあたり、若年層に影響力のあるインフルエンサーを活用すること。
- ・動画は必ず3本以上制作及び発信するものとし、視聴者の反応を見ながら、委託者と協議の上、最適な本数を制作及び発信するものとする。また、本数や再生時間についても具体的に提示すること。
- ・制作した動画は、出演するインフルエンサーのYouTubeチャンネルから配信すること。なお概要欄に浜松市の動画であることを明記すること。
- ・動画制作にあたり、取り上げるテーマ、内容などは事前に委託者の承認を受けて決定することとし、動画制作の1月前に構成案を提出して委託者の承認を受けること。
- ・動画はターゲットへ訴求する効果的なものを制作するとともに、拡散や視聴者の増加に効果的なサムネイルやハッシュタグ等を用いること。
- ・写真等の引用については、撮影者の許諾を得て使用すること。

- ・企画、企画案等の制作、出演交渉、事前取材、撮影、編集、ナレーション等の文案作成及び吹き込み、BGMや音響、特殊効果等の選択など動画制作に係るすべての業務を受託者が責任を持って行うこと。
- ・制作終了後、速やかに初校を委託者へ提出し、校正を受けること。
- ・構成案や映像の校正は修正箇所が無くなるまで繰り返し行うこと。
- ・浜松市でのイベント実施に合わせて動画投稿を行うなど、効果的に実施すること。
- ・発信する動画の公開期間は、1年以上とすること。
- ・動画の配信をした際には起用するインフルエンサーのSNS（InstagramやXなど）でそれぞれの動画をPRすること。

③効果検証

- ・①及び②の業務において、適切なKPIを設定し、達成に向けたデータ収集および検証・分析を実施すること。
- ・検証結果報告は1本の動画発信につき1回以上行うこと。
- ・視聴者の反応など、ターゲットへのアプローチについて、取り組み効果の検証をもとに、今後の展開についての提案等を盛り込んだ報告書を提出すること。

④その他

- ・発信動画の認知向上、視聴者増加に効果的と考えられる取り組み（効果的な企画の提案、他メディアの活用など）を提案し、委託者と協議の上実施すること。
- ・第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの、公序良俗に反するものなど法令違反とならないよう十分に留意すること。
- ・起用するインフルエンサーと委託者の関係を明示するなど、ステルスマーケティング防止対策を具体的に講じること。
- ・起用するインフルエンサーの不祥事等に対する非難及び中傷行為（いわゆる炎上行為）への対策を具体的に講じること。

3 成果品

(1)業務計画書

- ・契約締結から10日以内に制作し、委託者の承認を得ること。
- ・KPIの目標値を記載すること。
- ・目標に達しない場合であっても、受託者の不利益はないものとする。※ただし、誠実な業務運営が認められない場合を除く。

(2)運用報告書

- ・事業実施期間におけるチャンネルの各種データ（視聴者数、コメント内容、見解など）を分析し、その結果を提出すること。

(3)動画データ 完パケ

- ・本市の公式YouTubeチャンネルで配信する動画データ（完パケ）を提出する。

(4)完了報告書

- ・業務完了後、今年度の実績および次年度以降の改善提案等を含めた完了報告書を提出すること。

4 支払

契約金額の支払いは、履行期間満了後に一括で支払い、部分払いはしないものとする。